

眼科の先生へ・シール記載について

記載の前に	<p>★この緑内障シールを薬局で貼る場合は、患者さんの同意を得てからお薬手帳に貼付します。 受診の際に患者さんからこのシールを貼付したお薬手帳の提示がありましたら、記載をお願い致します。 (名称は“シール”ですが、紙をのり付けしている場合もあります)</p> <p>★お手持ちのシールが少なくなりましたら、宝塚市薬剤師会に追加注文してください。 ご注意；近隣薬局が宝塚市薬剤師会の会員薬局でない場合は、原則、薬局よりのシール貼付や配布はございません。</p>	
手順	①	シールの貼付場所 お薬手帳の <u>最終ページ</u> です。
		お薬手帳にシールが貼っていない場合や記載内容の変更が必要な場合は、恐れ入りますが貼付をお願いいたします。(変更時、重ね貼りで構いません。)
	②	該当の□にチェック 「カッコ内」への記載は必要に応じてお願いいたします。
	③	日付およびお名前の記載 ハンコ使用でかまいません。
疑義照会	<p>★★『制限ありません』にチェックが入りましたら、緑内障禁忌薬剤があっても確認済みとして、照会は行いません。</p> <p>★★『要注意です』にチェックが入りましたら、<u>処方医が未確認であれば、患者さんが受診された日</u>でなくても保険薬局より照会を行います。</p> <p>★★『検査時の単回使用は可』に入った場合には、確認済みとして照会を行わず、必要に応じ単回使用が行われます。</p>	
参考	<p>ご貴院でシール発行を希望される先生は、宝塚市薬剤師会HPより原本をダウンロードしてください。この際、シール発行に伴うインクや用紙・機材等につきましては、ご貴院での負担となります。予めご了承ください。</p> <p>シールのサイズ拡大縮小はかまいません。</p>	

緑内障とお薬

医療機関各位
かかりつけ眼科医から、禁忌薬の処方に関する情報です。
下記チェック内容を参考にしてください。

- 制限ありません
- 開放型
 - 白内障Ope済み
 - Ope 済み
()
- 要注意です - 処方後眼圧測定要
- 検査時の単回使用は可

記載日 年 月 日

かかりつけ眼科

★★記載日から一年以上経過したときは要確認★★

日付とお名前は
こちらに

『制限ありません』にチェックが入っている患者さんに緑内障禁忌薬剤が処方された場合、他医療機関・保険薬局では、疑義照会なしに『眼科医に確認済み』として、投薬・処方箋発行・処方箋調剤・レセプト等の処理を行います。

『検査時の単回使用は可』にチェックが入っている場合も、この項目に該当する時だけは同様です。